



ほっかい

水とふれあい通信

◇発行 者／岩見沢市6条西7丁目 北海道改良区

TEL (0126) 22-2400 FAX (0126) 22-8012

URLアドレス <http://www.midorinet-hokkai.jp>

◇印刷 弘文社印刷株式会社 岩見沢市5条東11丁目



『田植え体験学習～北村小学校』

主な 内 容

令和5年通常総代会開催	2～3
令和5年度事業計画の概要	4
令和5年度予算等の概要	5～8
各種表彰・人事通信ほか	9～13
用水路転落事故防止について	14

改良区の現況
地区面積 33,119ha
組合員数 1,767人
令和4年4月対比 △84人
令和5年4月1日現在

第107号

令和5年通常総代会開催

令和5年通常総代会が、3月23日岩見沢平安閣において総代91名の出席を得て開催され、議長に佐藤誠一氏(岩見沢市・第2選挙区)、議事録記名人に森一男氏(岩見沢市・第3選挙区)、(尙)くすのきファーム氏(岩見沢市・第4選挙区)を各々選出し、報告4件、議案47件について慎重審議の結果、原案通り承認決定されました。



北海道土地改良区理事長

長井 眞一

開会の挨拶

皆さん、おはようございます。令和5年度通常総代会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

総代の皆様には日頃より、土地改良区の業務運営に際しまして特段なるご支援とご協力を賜っております事につきまして感謝とお礼申し上げます。新型コロナナが流行り3年が経ち、ウィルスの影響も少なくなりましたが、まだ不安を持つ方もおられます。充分に気を付けながら総代会を進めていきたいと思います。

1月から2月にかけて極寒波が日本列島に入りました。当区では大雪の被害は少なくおさまりましたが、北陸から西日本、関東から九州まで今までにない厳しい積雪を迎えて様々な被害を受けました。しかし、3月になると一気に暖気が入り、融雪が順調に進み、積雪が岩見沢で昨日は28cmとなり、多くの渡り鳥が飛来し、春の日差しを想像するところです。

昨年度を振り返りますと、積雪が岩見沢で平年並み、各貯水ダムに於ける積雪は110%と多く通水には心配をしてい

ませんでした。春の春耕を迎えると天気は順調ではありましたが、風が強い日が続く苗痛みや発芽不良などの影響も受けましたが、6月に入りますとわりと順調に進みま

しかし、2022年は気象災害が「これまでにない」ものが続き、6月27日に過去72年間で最も早い梅雨明けとなり、6月で40度を超える猛暑日を記録し、8月には青森から福井県にかけて東北地方でも線状降水帯が発生して豪雨災害が起こりました。9月には日本列島近海で台風14号が発生し、中心気圧910hPaのスーパー台風となり、列島を横断し、各地で猛威を振るいました。北海道では大きな災害になりませんでした。一部農作物に被害を受けた地区もあり、心配が絶えませんでした。また3月に宮城・福島地震、5月には明治用水頭首工での漏水事故もあり、災害の多い年となりました。

作物の収穫を迎え、麦については一部病気の発生で品質の低下等となり良好ではない地区もありました。水稲については作況指数100と良好ではありましたが、新型コロナウィルスの影響で外食産業等の経済活動の縮小により、価格の低下を招き残念な結果となりました。他の作物におきましても生育や収量は順調ではありましたが、天候の影響や市場相場の推移があり、作物別では満足のいく結果とはいきませんでした。

また岸田内閣に政権が変わり、農業農村整備事業の予算が心配するところではありましたが、コロナ禍の中、各関係機関、関係者の要請がみどり、農業農村整備事業関係予算においては、前年とほぼ同程度の令和4年度補正予算で1677億円、令和5年度当初予算では、4457億円が措置され、補正と当初予算を合わせた令和5年度執行ベースで、6134億円が確保されました。北海道分には、農業農村整備事業で1227億円が措置され、当区といたしましても国営・道営事業等を数多く実施予定している中、更なる事業推進を円滑に進めるためにも当初予算の確保が重要だと考えています。

食料安全保障強化政策や食料・農業・農村基本法の見直し政府において検討されています。農水省の審議会が6月には中間とりまとめが行われるようで、大きな農業の転換期になるのではないかと思うところです。

貿易協定の国際グループ化が進展していく中、昨年度農水省より「みどりの食料システム戦略」が打ち出されました。健康な食生活や持続的な生産・消費の活発化やESG投資市場の拡大に加えSDGsや環境を重視する国内外の動きに対応する為に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図る事となりました。水利施設の省エネ・効率化や農機の自動走行が効率的にできる農地整備事業の推進が大切な事と考えます。

異常気象や新型コロナウィルス等の問題もありますが、ロシアのプーチン大統領のウクライナへの侵略戦争が1年続き、世界的に輸入小麦価格等の高騰や様々な経済活動、更には環境問題等に大きな影響を与える事を心配するところではあります。何とか穏やかな世界に戻る事を強く願います。

また電気代の高騰や水田活用の直接支払い交付金の厳格な見直し等、様々な課題もありますが、電気高騰には要請運動にて国の令和4年度補正予算で対処して頂きました。しかし、令和5年度は3億4000万円から5億4000万円と料金の高騰を予定しています。さらなる要請活動はもちろん、運営基盤の強化や事業推進を行ってまいります。

本年も各ダム貯水池や河川周辺の積雪は平年よりも110%程と多い所と若干少ない所がありますが、水路の確認を順調に進める事で通水初期の水管理は予定通りと考えます。毎年の特異な天候の変化に対応する事や水活の見直しに伴い、施設改修費用の増加・節電の推進等々、組合員皆様の理解とご協力を頂きながら対応していく事が大切な事と考えます。

本日は、報告事項4件、議案47件、慎重審議をお願い申し上げます。開会の挨拶と致します。

提案された案件は次のとおり

報告事項

- 第1号 令和4年度 財産(土地)の報告について
- 第2号 令和4年度 財産(権利)の報告について
- 第3号 監査報告について
- 第4号 北海土地改良区役員・総代定数検討について

議案事項

- 第1号 令和4年度 土地の取得について
- 第2号 令和4年度 土地の処分について
- 第3号 令和4年度 土地の交換について
- 第4号 令和4年度 土地の処分に伴う補助金返還について
- 第5号 令和4年度 土地改良施設用地の補償変更について
- 第6号 令和4年度 換地清算金の取扱いについて(変更)
- 第7号 令和4年度 道営事業分担金の納入変更について
- 第8号 令和4年度 道営事業分担金に対する農林漁業資金の借入変更について
- 第9号 令和4年度 水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の借入変更について
- 第10号 令和4年度 団体営土地改良事業の施行変更について
- 第11号 令和4年度 団体営土地改良事業に対する農林漁業資金の借入変更について
- 第12号 令和4年度 財政調整積立金の費消変更について
- 第13号 令和4年度 転用決済金積立金の費消変更について
- 第14号 令和4年度 国営償還準備積立金の費消変更について
- 第15号 令和4年度 道営等負担積立金の費消変更について
- 第16号 令和4年度 北海土地改良区一般会計第2回収入支出補正予算について
- 第17号 令和5年度 事業計画の設定について
- 第18号 令和5年度 道営土地改良事業の施行申請について
- 第19号 令和5年度 かんがい施設の補償について
- 第20号 令和5年度 換地清算金の取扱いについて
- 第21号 令和5年度 道営事業分担金の納入について
- 第22号 令和5年度 道営事業分担金に対する農林漁業資金の借入について
- 第23号 令和5年度 水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の借入について

- 第24号 令和5年度 経営安定対策基盤整備緊急支援事業の実施について
- 第25号 令和5年度 中心経営体農地集積促進事業の実施について
- 第26号 令和5年度 事業負担金対策の借入について
- 第27号 令和5年度 土地改良施設維持管理適正化事業並に施設改善対策事業の申請及び抛出について
- 第28号 令和5年度 土地改良施設維持管理適正化事業並に施設改善対策事業の施行について
- 第29号 令和5年度 団体営土地改良事業の施行について
- 第30号 令和5年度 団体営土地改良事業に対する農林漁業資金の借入について
- 第31号 令和5年度 財政調整積立金の費消について
- 第32号 令和5年度 職員退職給付引当積立金の費消について
- 第33号 令和5年度 転用決済金積立金の費消について
- 第34号 令和5年度 国営償還準備積立金の費消について
- 第35号 令和5年度 道営等負担積立金の費消について
- 第36号 令和5年度 一時借入金について
- 第37号 令和5年度 歳入金の預け先金融機関について
- 第38号 令和5年度 北海土地改良区賦課金課率及び徴収時期・方法について
- 第39号 令和5年度 農地転用等の土地に対する決済金の徴収について
- 第40号 令和5年度 地区加入金の徴収について
- 第41号 令和5年度 役員等の報酬額について
- 第42号 北海土地改良区定款の一部改正について
- 第43号 北海土地改良区定款附属書役員選任規程の一部改正について
- 第44号 北海土地改良区規約の一部改正について
- 第45号 北海土地改良区会計細則の一部改正について
- 第46号 北海土地改良区積立金規程の一部改正について
- 第47号 令和5年度 北海土地改良区一般会計収入支出予算について

令和5年度事業計画の概要

本年度、事業計画の柱として次の3項目を重点事項と位置付け、精力的に推進して参ります。

第1. 農業農村整備事業の計画的推進

(一) 国営かんがい排水事業

本年度、かんがい排水事業継続の北海道、幌向川二期地区の推進に万全を期して参ります。

また、農地再編整備事業においては、美唄・茶志内地区・美唄地区・岩見沢北村地区及び岩見沢大願地区の推進に万全を期して参ります。

(二) 道営事業

本年度「次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業」(第6次パワーアップ事業、令和3年から令和7年までの5年間実施)の下、最大限の負担軽減を図り、新規(調査2地区・着工3地区)を含め、42地区を実施します。

第2. 地域資源の適正な保全管理

(一) 地域との連携強化

水と土を守り育ててきたこれまでの役割に加え、ふるさとの歴史や文化の継承、環境・景観の形成など多面的な機能を果たしている豊かな農村環境と貴重な資源を、次の世代に引き継いでいくためにも、その有効活用と適切な保全管理に、更なる地域との連携と協力をいただき進めて参ります。

- ・ 水利施設管理強化事業
(旧国営造成施設管理体制改革促進事業)
- ・ 多面的機能支払制度
(農地・水保全管理支払交付金)
- ・ 21世紀土地改良区創造運動
(啓発普及活動)

第3. 第6次中期計画の再検討

第6次中期計画(令和3年から令和7年迄の5ヵ年計画)については、令和5年度の状況を注視し、令和6年・令和7年の2ヵ年(第6次中期計画残年数)の経常賦課金について見直し考える。(生産資材・電気料金高騰等による再設定)

— 土地改良事業償還金について —

土地改良事業償還金について確認したい方は下記担当部署に連絡下さい。
※事業継続地区は、最寄りの各土地改良センター担当者に問合せ下さい。

■ 連絡先 北海土地改良区 ■

- | | | | |
|---------|---------------------------------|---------|---------------------------------|
| ● 賦課調整課 | 岩見沢市6条西7丁目1番地
☎ 0126-22-2400 | ● 砂川事業所 | 砂川市三砂町12番地
☎ 0125-52-2006 |
| ● 美唄事業所 | 美唄市東5条南7丁目
☎ 0126-62-2177 | ● 南幌事業所 | 南幌町北町2丁目2番14号
☎ 011-378-2540 |

令和5年度予算の概要

総 額 5,878,000千円とする！

令和5年度 一般会計予算書

収 入			支 出		
(単位：千円)			(単位：千円)		
款	予 算 額	説 明	款	予 算 額	説 明
土地改良事業収入	2,230,248	経常賦課金収入 1,460,247 特別賦課金収入 586,983 加入金収入 1 転用決済金収入 1 負担金収入 9,016 繰上償還金収入 174,000	土地改良事業費支出	2,290,392	維持管理費支出 320,370 頭首工維持費支出 19,236 貯水池維持費支出 19,696 溝路維持費支出 116,669 揚水機維持費支出 691,771 助成対象揚水機維持費支出 7,097 適正化事業費支出 150,500 適正化事業拠出金支出 47,890 非補助維持管理事業費支出 1 中心経営体農地集積促進事業費支出 433,612 農業水路等長寿命化・防災減災事業費支出 90,000 補償工事事業費支出 309,770 委託業務費支出 1,600 国営受託業務費支出 10,000 道営受託業務費支出 72,180 団体営受託業務費支出 0
附事業収入	9,877	他目的使用料収入 9,827 手数料収入 50	一般管理費支出	511,919	運営事務費支出 494,723 事務所費支出 17,196
基本財産運用収入	1,043	基本財産利息収入 8 基本財産賃貸料収入 1,035	土地改良事業負担金支出	1,388,806	道営事業分担金支出 1,379,923 その他負担金支出 8,883
特定財産運用収入	3,571	特定資産利息収入	借入金返済支出	1,313,556	公庫資金償還金元金 911,884 その他の借入金返済金支出 401,672
補助金等収入	1,425,047	補助金収入 467,978 助成金等収入 957,069	支払利息	17,383	借入金利息
交付金収入	121,360	適正化事業交付金収入	固定資産取得支出	11,506	土地取得支出 1 車両運搬具取得支出 1,800 器具備品取得支出 3,640 ソフトウェア取得支出 6,065
寄付金収入	1	寄付金収入	出資金取得支出	2	出資金支出
業務受託収入	89,893	土地改良施設操作受託料収入 7,513 調査業務受託料収入 75,800 監督補助業務受託料収入 6,380 土地改良事業業務受託料収入 200	支払換地清算金支出	18,800	換地清算金支払金支出
雑収入	4,588	受取利息配当金収入 221 過年度収入 1 過剰金収入 3 その他雑収入 4,363	納付換地清算金支出	18,800	換地清算金納付金支出
借入金収入	1,083,418	公庫資金借入金収入 849,664 その他の借入金収入 233,754	基本財産積立支出	1,127	備荒積立金支出
特定資産取崩収入	791,353	財政調整積立資産取崩収入 15,240 職員退職給付引当積立資産取崩収入 25,362 転用決済金積立資産取崩収入 278,482 国営償還準備積立資産取崩収入 228,127 道営等負担積立資産取崩収入 244,142	特定資産積立支出	297,649	財政調整積立資産積立支出 243 職員退職給付引当積立資産積立支出 31,936 役員退任慰労金積立資産積立支出 4,535 転用決済金積立資産積立支出 7,382 財産処分積立資産積立支出 1,099 国営償還準備積立資産積立支出 3,585 道営等負担積立資産積立支出 248,869
固定資産売却収入	1	土地売却収入	雑支出	60	その他雑支出
交付換地金収入	18,800	換地清算金交付金収入	予備費	8,000	
徴収換地金収入	18,800	換地清算金徴収金収入	支出合計	5,878,000	
繰越金	80,000	前年度繰越金			
収入合計	5,878,000				

令和4年度 第2回 補正予算可決

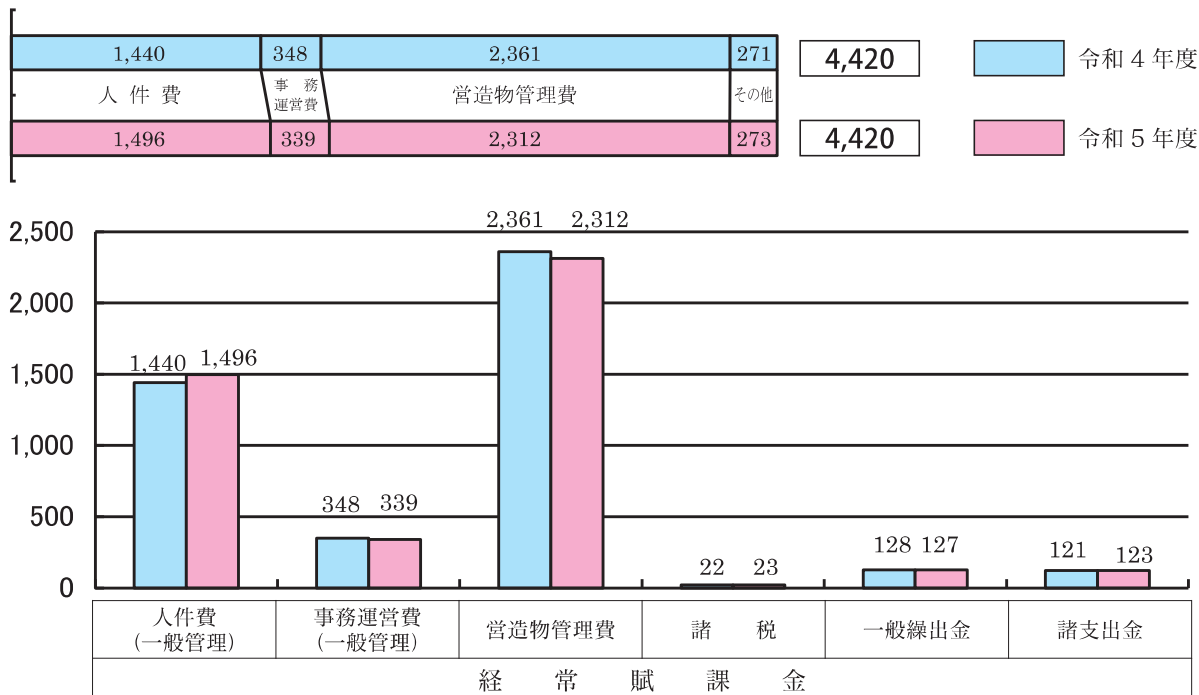
一般会計 7,000千円減額！

令和5年通常総代会において、各種事業の変更等を主たる要因として7,000千円減額し総額5,657,000千円とする第2回補正予算を可決した。

令和5年度の賦課金について

経常賦課金(地積割) 4,420円で決定！

①令和 4・5 年度 10a 当たり経常賦課金内訳 (単位：円)



②特別賦課金 (一般償還賦課金) 円/10 a 当り

区 分	償 還 賦 課 金 (地積割分)	徴収区分及び納期
一般地区 (A)	1,200 円 北海地区	第 2 期 100% (11/15)
一般地区 (B)	1,400 円 中村地区	
一般地区 (C)	2,000 円 三笠地区(前田・小野・鈴木の沢区域)	
一般地区 (D)	1,500 円 岩見沢地区・栗沢地区	
共 通 地 区	800 円 奈井江地区・三笠地区(ヌツパ・仙太郎の沢区域) 南岩見沢地区・東栗沢地区	
共通地区(畑)	160 円 岩見沢畑一般地区	

※ 水利施設管理強化事業の事業費の一部を第 2 期経常賦課金に充当する事とし 10 アール当たり次の通り減額して徴収するものとします。

・田～ 350 円 ・畑かん地区(用排 100%)～ 70 円 ・畑かん地区(排水 25%)～ 17 円

※ 北海地区については、積立金対応により **300円減額**(平成 23 年度以降の加入・地区編入を除く)。

賦課金の納期納入にご協力を！

令和 5 年度賦課金の徴収期日は、下記の通りとなります。納期までに納入して下さい。

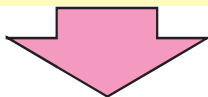
◎第 1 期 **6 月 15 日～ 7 月 15 日** (経常賦課金の 70%)

◎第 2 期 **10 月 15 日～ 11 月 15 日** (経常賦課金の 30%及び特別賦課金)

賦課金納入等についての問い合わせは、**賦課調整課・各事業所** をお願いします。

令和5年度の農地転用及び決済金

農地が道路等の公共工事で買収された場合、農地を宅地等の農地以外に転用する場合、水田を畑に転換する場合は、



当区にて、地区除外の手続きを行い、決済金を納める必要があります。

- ※1 当区への申請がない限り、転用箇所に対して毎年4月1日に賦課金が発生します。
 ※2 農地転用に伴い、土地改良区の意見書が必要な場合、交付には1週間前後の日数を頂きますので、余裕を持って申請してください。
 ※3 公共用地への転用は農地法に基づく転用手続きが免除されており土地改良区に通知されません。事業主体との説明会・用地買収・契約調印の際は、当区への除外申請が必要になりますので、土地改良区へ手続きするようお願い致します。

決済金とは

- ① 土地改良事業により、土地改良区が負担する事になっている負担金
- ② 事業負担金の内、借入れをしている分の償還金
- ③ 土地改良施設の維持管理費の面積減少分（基準維持管理費の20年分）を合計したものです。

但し、転用目的により下記減免措置が適用されますので、詳細についてはお問い合わせ願います。

決済金に係る地区別一覧表

(円/10a)

地区名	区 域	決済金	減 免 措 置			
			土 地 改 良 施 設 敷 地	組 合 員 の 営 農 に 要 する 敷 地	一 般 畑 に 用 途 変 更 する 場 合	農 業 団 体 が 必 要 と する 敷 地
			農 業 用 用 排 水 路 ・ 揚 水 機 場 ・ 農 道	自 己 の 宅 地 ・ 倉 庫 ・ 堆 肥 場 ・ 農 道 ・ 用 排 水 路 ・ 防 風 林 ・ 水 稻 苗 畑	農 振 一 般 畑	事 務 所 ・ 倉 庫 ・ 水 稻 育 苗 施 設 ・ 資 材 置 場 ・ ラ イ ス セ ン タ ー
北 海	全地区	135,560	0	24,280	63,220	79,920
中 村	全地区	136,300	0	25,020	63,960	80,660
三 笠	前田・小野・鈴木の沢 ヌッパ・仙太郎の沢	135,560	0	24,280	63,220	79,920
	岡本の沢・ 吉備用水・青山	111,280	0	0	38,940	55,640
岩 見 沢	田	137,010	0	25,730	64,670	81,370
	畑（一般地区）	27,090	0	4,840	12,620	15,960
南岩見沢	全地区	135,560	0	24,280	63,220	79,920
栗 沢	全地区	139,970	0	28,690	67,630	84,330
東 栗 沢	全地区	135,560	0	24,280	63,220	79,920
奈 井 江	全地区	135,560	0	24,280	63,220	79,920

尚、次の事項に該当する場合は、上記決済金とは別に精算をすることになります。

1. 当年度賦課金（1期・2期）
2. 過年度賦課金の未納額
3. 国営事業負担残元金（事業完了地区分）
4. 償還残元金（個人別負担分）
5. 農地転用特別決済金（補助金返還）
6. その他協議により負担をする事となった場合の金額

《 なぜ決済金が必要なのか 》

農地転用によって地区内の農地面積が減ると、残った受益農地（組合員）に対する土地改良施設の維持管理負担が増えてしまいます。面積減少により組合員の負担が過重とならないように、土地改良受益地区から農地を除外する場合は、**土地改良法第42条2項**に基づき、**決済金の納入が必要**となります。

令和 5 年 度 の 主 な 事 業

1. 国営土地改良事業

(単位：千円)

事業名	地区名	事業費	主たる事業量(当区関連)
かんがい排水事業	北海	3,090,000	北海幹線用水路 L=1.1km 岩見沢幹線用水路 L=0.8km 測量調査設計等～1式
かんがい排水事業	幌向川二期	870,000	朝日頭首工 N=1箇所 金子頭首工 N=1箇所 金子幹線用水路 L=0.1km 幌向川右岸幹線用水路 L=0.1km 測量調査設計等～1式
農地再編整備事業	美唄茶志内	2,190,000	区画整理 A=128ha 支線用水路 L=1.8km
農地再編整備事業	美唄	4,944,000	区画整理 A=234ha 支線用水路 L=4.4km
農地再編整備事業	岩見沢北村	3,214,000	区画整理 A=78ha 支線用水路 L=1.5km 測量調査設計等～1式
農地再編整備事業	岩見沢大願	1,772,000	区画整理 A=56ha 測量調査設計等～1式
計	6	16,080,000	

2. 道営土地改良事業

(単位：千円)

事業名	地区数	事業費	地区名
水利施設等 保全高度化事業	7	520,055	沼乙、大富、大富20号、二幹川第3、中樹林第5、岩幌 (調査計画～中村第1)
農村地域防災減災事業	2	96,300	峰延1、峰延2
農業競争力強化 農地整備事業	35	9,500,160	茶志内東1、茶志内東2、高島東、北美唄、進徳一心第1一期 進徳一心第1二期、進徳一心第2一期、進徳一心第2二期 峰延第1一期、峰延第1二期、峰延第2一期、峰延第2二期 豊葦第1、豊葦第2、越前東、赤川、中幌向一期、中幌向二期 上幌向第2、二号ため池、砂浜東第1、砂浜東第2、クッタリ南 クッタリ北、毛陽滝の上、大願北第1、三重、鶴城一期、鶴城二期 晩第1、晩第2、晩第3 (調査計画～茶志内沼東、大願北第2、穂北中央)
計	44	10,116,515	

3. 団体営土地改良事業

(単位：千円)

事業名	地区数	事業費	地区名
水利施設管理強化事業	1	159,994	北海
農業水路等長寿命化 ・防災減災事業	5	90,000	茶志内沼の内、ほっかい、幌向幹線、上幌、西幌
計	6	249,994	

4. 施設管理費

(単位：千円)

区分	金額	内 訳
頭首工管理費	19,236	補修・保守費 6,800、賃金等 1,520、電気料 4,361、その他 6,555
貯水池管理費	19,696	補修・保守費 12,190、賃金等 2,440、電気料 1,523、その他 3,543
溝路管理費	116,669	補修・保守費 106,430、賃金等 1,200、電気料 1,985、その他 7,054
揚水機管理費	691,771	機電・機場・導水費 69,880、賃金等 53,139、電気料 540,000、その他 28,752
助成工事費	33,930	支線組合工事助成費 33,930
適正化事業費	150,500	適正化事業費 123,200、施設改善対策事業費 27,300
その他事業費	87,000	農業水路等長寿命化・防災減災事業費 (茶志内沼の内 66,000、上幌 6,000、幌向幹線 7,000、西幌 8,000)
計	1,118,802	

人事通信

《おめでとうございます》

北海道産業貢献賞受賞

前・筆頭理事 小島 光穂



前・筆頭理事小島光穂氏は、永年に亘り、土地改良事業の推進と献身的努力を積み重ね、本道農業、農村発展に多大な貢献をされ、その功績が認められ、令和5年2月14日、北海道産業貢献賞（土地改良事業功労）の栄に浴されました。

道土地連土地改良功労表彰

令和5年3月28日、道土地連通常総会の席上、農業農村整備事業功労者に表彰状が贈呈され、当区より次の方が受賞されました。

職員

技術部 砂川事業所

副主幹 桐越 秀明

技術部 工務課

副主幹 佐々木 優太

当区永年勤続表彰

○35年勤続

主事 金子 忍

○20年勤続

技師 及川 文博
(技術部工務課主査)

総代の動向

▼第18期総代において、左記の方が退任されました。永年地域農業並びに当区業務運営にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

選挙区	氏名	退任事由
第2区	清水 隆徳	使用貸借 令和5年1月10日
第3区	富田 智志	売買 令和5年3月3日
第3区	緒方 行助	売買 令和5年3月29日

この退任に伴い、定数106名対し、現員100名（欠員6名）であります。

分水区長・支線組合長の動向

▼分水区長の異動がありましたのでお知らせ致します。今般退任されました分水区長には、これまで改良区にお寄せいただきました数々のご厚情に対し深甚なる感謝を申し上げます。今回新たに選任されました方には、前任者同様改良区業務運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

《新分水区長》

分水区名	退任者	在任期間
砂川第1	中村 吉宏	平成28年～令和5年 通算7年間
岩見沢第1	星野 淑美	令和3年～令和5年 通算2年間
岩見沢第3	保科 春美	平成31年～令和5年 通算4年間
岩見沢第6	中山 幹男	平成29年～令和5年 通算6年間

▽砂川第1分水区



菊地 匡 新区長(砂川市)

▽岩見沢第1分水区



清水 隆徳 新区長(三笠市)

▽岩見沢第3分水区



河野 一夫 新区長(岩見沢市)

▽岩見沢第6分水区



牧田 仁志 新区長(岩見沢市)

▼支線組合長の異動がありましたのでお知らせ致します。今般退任されました支線組合長には、これまで改良区にお寄せいただきました数々のご厚情に対し深甚なる感謝を申し上げます。

今回新たに選任されました方々には、前任者同様改良区業務運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

支線組合名	退任者	新任者
赤平富平連合	中西幸一	大西康夫
京極	加藤裕司	鈴木康博
晩生内11線	平良均	安藤功
光珠内	仲河政博	石川弘樹
光珠内甲	下島重行	佐藤均
豊葦	佐藤哲夫	北勝好
三号溜池	且見隆望	望月豊
中美唄	高山功	橋本博
岡山	星野淑美	宿南信夫
北村大願	伊藤一洋	中村正雄
岩見沢第2	倉内淳	高嶋良治
岩見沢第7	藪英晴	近藤直生
岩見沢第8	保科春美	今良栄
金子	中山幹男	楠真樹

支線組合名	退任者	新任者
上志文	織田修	中川富美雄
御茶の水	川合正晃	川崎哲也
幌向	野尻哲男	吉成朗
南幹線	山田信	池田稔
小西	澤井誠	辻好弘
岐阜	辻幸秀	西屋春樹
栗沢越前	高柳浩司	柳谷貴紀
砺波揚水機	宮森薫	森正好
北斗	長井龍夫	山田勢剛

職員人事異動

退職

- ▼3月31日付（定年退職）
藤本丈丸
（技術部美唄事業所技師）
- ▼3月31日付（定年退職）
白川和典
（技術部岩見沢事業所技師）
- ▼3月31日付（定年退職）
中山勝
（技術部いわみざわ土地改良推進事務所技師）
- ▼6月30日付（依願退職）
菅野大河
（総務部総務課主事）
- ▼12月22日付（依願退職）
渡部あおい
（総務部総務課臨時職員）

四月一日付異動発令

- ▼技術部次長兼工務課長
板東達也
（技術部工務課課長）
- ▼技術部いわみざわ土地改良推進事務所所長
大田正樹
（技術部基盤整備課課長美唄市センター出向）
- ▼総務部総務課主幹
西村勇二
（総務部総務課副主幹）
- ▼技術部南幌事業所主幹
菅井剛紀
（技術部南幌事業所副主幹）
- ▼技術部工務課副主幹
跡部貴史
（技術部工務課主査）
- ▼技術部南幌事業所主査
南幌町センター出向
近藤貴洋
- ▼技術部いわみざわ土地改良推進事務所主査
山本雄貴
（技術部基盤整備課技師南幌町センター出向）
- ▼技術部いわみざわ土地改良推進事務所技師
渡部哲也
（技術部いわみざわ土地改良推進事務所所長）
- ▼技術部砂川事業所技師
奈井江町センター出向
小野亮祐
（技術部基盤整備課技師奈井江町センター出向）

▼技術部 砂川事業所 技師

伊達 海斗

(技術部 岩見沢事業所 技師)

▼技術部 砂川事業所 技師 奈井江町センター 出向

北村 凌斗

(技術部 砂川事業所 技師)

▼技術部 美唄事業所 技師

戸村 孝明

(技術部 基盤整備課 技師 南幌町センター 出向)

▼技術部 美唄事業所 技師 美唄市センター 出向

高橋 悠太

(技術部 基盤整備課 技師 美唄市センター 出向)

▼技術部 美唄事業所 技師 美唄市センター 出向

中尾 友則

(技術部 基盤整備課 技師 美唄市センター 出向)

▼技術部 美唄事業所 技師 美唄市センター 出向

山本 和也

(技術部 基盤整備課 技師 美唄市センター 出向)

▼技術部 岩見沢事業所 技師

木原 大樹

(技術部 基盤整備課 技師 奈井江町センター 出向)

▼技術部 南幌事業所 技師 南幌町センター 出向

奥田 祥梧

(技術部 美唄事業所 技師)

▼技術部 南幌事業所 技師 南幌町センター 出向

小野 優人

(技術部 基盤整備課 技師 南幌町センター 出向)

臨時職員採用(四月一日付)

▼総務部 総務課

林 晴香

新規職員採用

令和5年4月1日付で新規採用となりました。どうぞよろしくお願い致します。



今野 優真
(技術部 美唄事業所 技師補)



西野 聖弥
(技術部 岩見沢事業所 技師補)

おくやみ

当区関係者において、左記の方々が逝去されました。ここに、生前中当区業務運営にご尽力賜りました事に深く感謝申し上げます。

◎組合員

阿部 忠雄 氏(美唄市)

美唄第4分水区

令和4年10月7日 逝去

江田 隆 氏(岩見沢市)

岩見沢第8分水区

令和4年12月8日 逝去

黒田 喜光 氏(岩見沢市)

岩見沢第2分水区

令和4年12月13日 逝去

◎元職員

山下 正幸 氏(奈井江町)

砂川第2分水区

令和4年12月17日 逝去

北山 サト 氏(奈井江町)

砂川第2分水区

令和4年12月21日 逝去

村上 良吉 氏(奈井江町)

砂川第2分水区

令和4年12月28日 逝去

伊藤 トミ子 氏(岩見沢市)

岩見沢第9分水区

令和5年3月2日 逝去

伊藤 淳人 氏(岩見沢市)

岩見沢第2分水区

令和5年3月28日 逝去

渡辺 秀雄 氏(岩見沢市)

岩見沢第6分水区

令和5年4月24日 逝去

中嶋 清夫 氏(砂川市)

砂川第1分水区

令和5年5月16日 逝去

赤松 茂 氏(岩見沢市)

岩見沢第9分水区

令和5年5月20日 逝去

古屋 重晴 氏(奈井江町)

砂川第2分水区

令和5年6月5日 逝去

高田 貴史 氏(奈井江町)

砂川第2分水区

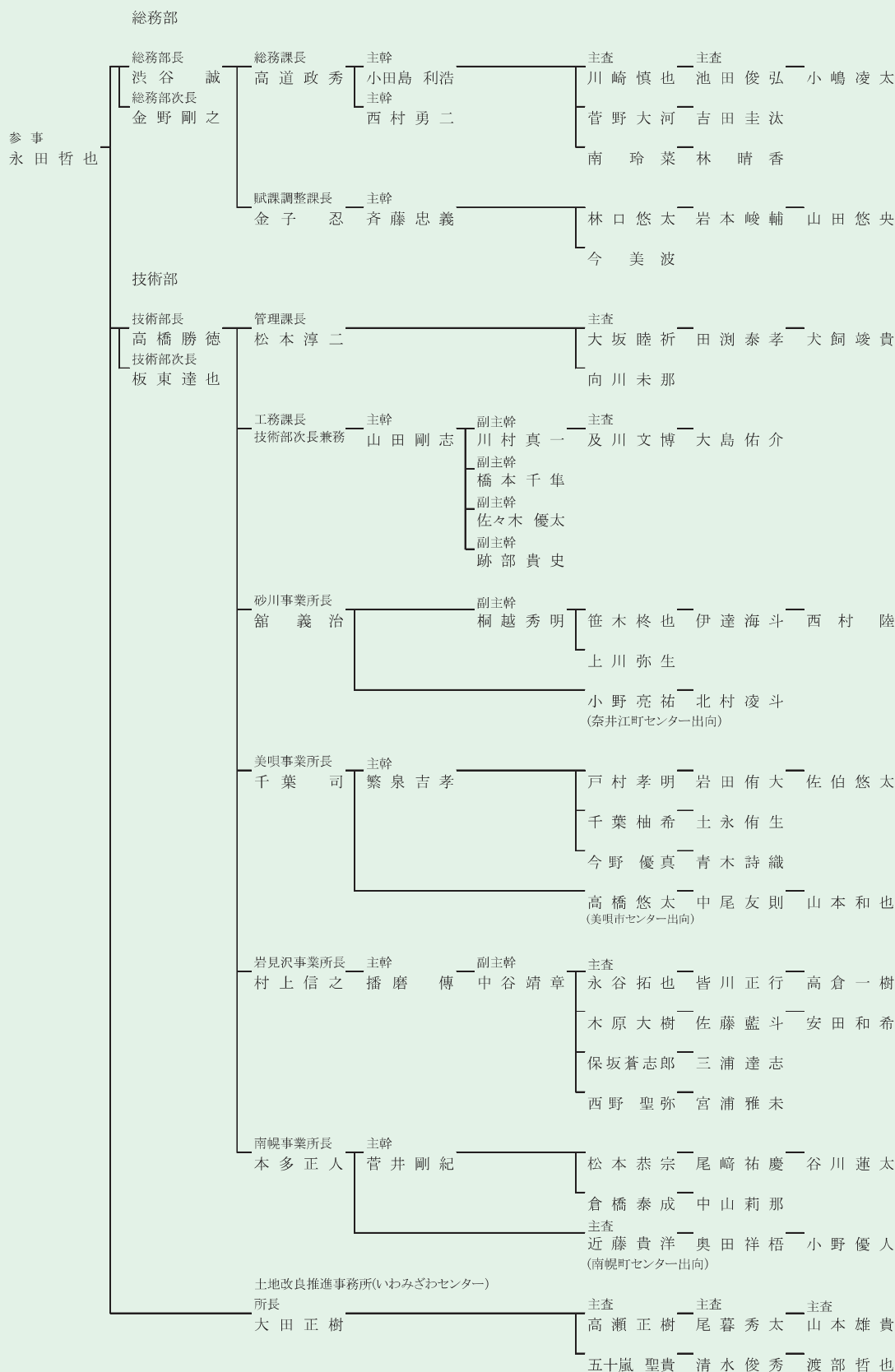
令和5年6月12日 逝去

高田 正美 氏(岩見沢市)

事務部会計課 主事

令和4年10月29日 逝去

業務執行体制 (令和5年4月現在)



本年は、総代の改選の年であります

現第18期総代は、令和5年10月9日をもって任期満了となりますので、北海土地改良区定款附属書総代選挙規程の定めにより任期満了の日前60日から10日までに改選を行わなければなりません。従いまして、現在9月中下旬を選挙期日（予定）として作業を進めておりますので、確定いたしましたら当区及び関係市町を通じて告示いたしますので宜しくお願い致します。

節水と節電にご協力を

近年の電力料金の値上げの影響で、揚水機場を主とする当区施設の電力料及び維持管理費も増嵩しております。

本年度も皆様のご協力を頂きながら万全な体制を整え利水調整を行ってまいりますので、引き続き節水と節電にご協力お願い申し上げます。

《 面積が変わった場合には必ず届け出を 》

農地が減ったり増えたりした時や、耕作者が変わった時はすぐ土地改良区に届出（名義及び地目変更又は地区除外の手続き）をして下さい。

届出がない場合は、そのまま賦課されますので、農業委員会、農業協同組合、共済等に手続きを行った際は、**必ず土地改良区にも届出を**お願い致します。

尚、いずれも農業委員会の書面、分筆図等の書類と印鑑を持参の上、届出をして下さい。

ほ場整備事業等償還金のある土地を売買する場合、繰上償還して頂きますので、ご相談ください。

（変更の手続きは、賦課調整課・各事業所まで）

※賦課金を滞納した土地の取得にはご注意を！

滞納している土地を購入すると、取得された方がその土地の滞納金を支払うことになります。（土地改良法42条：権利義務の承認）権利義務の承認とは、土地に有した事業に関する権利（水使用）と義務（賦課金納入）を引き継ぐことです。従って、購入する際に土地代を決める場合は事前に当改良区に滞納の有無を必ず確認して下さい。

用水路への 転落事故防止について

今年も四月下旬から八月下旬まで当区の用水路には、たくさんの方が流れ、幼児・児童にとつては大変危険な時期となります。

昨年は、皆様のご協力により事故はありませんでしたが、今年も空知総合振興局と連携をとりながらの広報車による啓発、ポスターの掲示、風船、パンフレットの配布、防護柵、看板等の

整備、設置を行い転落事故を未然に防ぐべく活動を行って参りますので、組合員の皆様におきましても幼児・児童が用水路の付近で遊んでいるところを見かけましたら一言「あぶないよ」と声をかけていただきたくご協力願います。

★今年の主な活動

ポスター	一六〇枚	掲示
風船	五五〇〇個	配布
パンフレット	五〇〇〇枚	配布
救難用ロープ	一九〇ヶ所	設置



事故防止啓発ポスター

(幼稚園、小学校、他公共施設等に掲示)

☆用水路、排水路及び用地内に

ゴミ等をすてないで!

五月の通水開始にあたり、用水路の整備点検を毎年行っておりますが、用水路の中は例年のごとく家庭用のゴミ、稲株、空き缶等や大型ゴミが投棄されている状況にあります。尚、揚水機場・各取水施設等も同様です。

これが原因で通水に支障をきたすばかりでなく小さなお子さんには遊び場所にもなり大変危険ですので、ゴミ、稲株等は所定の場所をお願い致します。

☆灯油等の油脂類の

漏油にご注意ください!

近年、融雪時期及びかんがい期間中の用水路への漏油流入事故が相次いでいます。原因箇所の特定、処理に長い時間を要し消防・行政・改良区が苦慮している状況です。原因者が特定された場合には高額な処理費用が発生します。

組合員の皆様におかれましては、ご自宅周辺に設置されている灯油タンク、農機具用の燃料タンク等の配管の点検、及び廃油等の処理には十分にご注意ください。